

別表六の二（七）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項又は第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用する場合に限り、）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。